

新潟市秋葉区農業委員会令和3年度3月定例総会議事録

1 開催日時 令和4年3月30日(水)午後3時から午後3時58分

2 開催場所 秋葉区役所602会議室

3 出席委員 (15人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	5番	佐々木 和美
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
委員	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一
委員	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

10番 窪田 陽一

13番 上田 一男

第2 議事

議案第 37号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 38号 農地法施行規則第95条の規定による意見決定について

議案第 39号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第 41 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第 5 条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農地係	本望 裕子
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和 3 年度 3 月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の欠席はおりません。よって、会議は農業委員会会議規則第 4 条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第 5 条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議がありませんので 10 番・窪田委員、11 番・上田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 37 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 37 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区 4 件、筆数 5 筆、面積 2,221 m²です。

2 ページは利用権の更新分、新津地区 3 件、小須戸地区 1 件
筆数 25 筆、面積 24,503 m²であります。

3 ページは売買で、新津地区 7 件、筆数 19 筆、面積 16,340 m²です。

5 ページは利用権の移転分、新津地区 5 件、小須戸地区 11 件
筆数 57 筆、面積 73,518 m²であります。

9 ページは中間管理事業分、新津地区 22 件、小須戸地区 8 件、
筆数 216 筆、面積 213,742 m²であります。

15 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について (依頼)」案で
ございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 4 年 4
月 13 日となります。

16 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長 皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

議長 ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 37 は原案とおり決定しました。

議長

ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

それでは次に移ります

議長

議案第 38 号、農地法施行規則第 95 条の規定による意見決定について、
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(田中係長)

「議案第 38 号 農地法施行規則第 95 条の規定による意見決定について」
ご説明いたします。

議案書 17 ページ をご覧ください。

所有者 農林水産省

買受者 A 氏

程島及び西島地区の案件で、古田推進委員の担当地区です。

売払い面積は 田 1 筆、畑 2 筆 567㎡です。

本件は、国有農地 秋葉区程島字城見山 665 番ほか 2 筆 の売払いに関
して、農地法第 46 条の規定により、買受者が農地法施行規則第 95 条の
規定に該当するか否かについて、北陸農政局長から秋葉区農業委員会長に
意見照会があったものです。

前回、前々回同様、省令改正により下限面積要件が適用除外となったこ
とから現在隣接を耕作している農家に払下げを行うものです。

買受者が耕作している農地に関する管理状況については、例年行っている
現地調査で適切状況であることを確認済みであり、農地部会呼出し対象外
としております。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、意見決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第38号は、原案どおり意見決定することとしました。

議長

次に、審議の都合により、追加議案の、議案第41号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(本望主査)

今月の案件は、3条1件です。

では、本日の調査案件についてご説明いたします。

「追加議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」

追加議案書1ページ 番号1 全体地図番号 3条—1

資料は1ページをご覧ください。

譲受人 B 氏

譲渡人 C 氏

金津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田3筆 442㎡、畑5筆 726㎡、計1,167㎡です。

田3筆については、利用権を設定しております。

譲受人は母と共に水稲及びソ菜を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約19haの栽培を予定しております。

譲渡人は、区外に住んでおり高齢でもあり農地の管理が難しく、譲受人に貸付けていた田及び譲受人の自宅隣地の柿畑等の買取りを申し出たものです。

申請地は農振農用地区域外農地で、総額200万円、10アール当たりの対価は1,712,328万円です。

本件は、農地法第3条第2項各号に抵触いたしません。

本件は、農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長
(阿部部会長)

追加議案書1ページ1番の案件について、引き続き私から報告いたします。

本件譲受人 B 氏 から申請に至った経緯を説明してもらいました。

それによれば、自宅に隣接する柿畑では防虫散布が年7～8回行われ、その度に家に薬剤がかかり外壁が傷むので、何らかの対策を講じてほしいと訴えていたが、何も変わらなかったのが3年前から譲ってくれと頼んでいた。柿栽培をしていた譲渡し人の配偶者が昨年亡くなったことで、売買を持ち掛けられ話がまとまったとのこと。JRの線路沿いの田3筆については、5年前から賃借しているとのことでした。自宅から少し離れた柿畑1筆については、おまけに付けられたようなものだとのこと。また、譲受人の住所が江南区であることから、いつから移住したのか尋ねたところ、いつなのかわからないが、実家が地元にあるとの返答から、実家を足場に営農されていたようです。

部会からは許可後は申請通り耕作するよう指導しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案 41 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは次に移ります。
議案第 39 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(次長)

19 ページをご覧ください。議案第 39 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

なお、この議案 38 号については、後ほど、佐藤農政振興部会長からお話があると思いますが、3 月 25 日の農政振興部会でご承認いただいたものです。

I の農業委員会の状況で 1 の農業の概要ですが、計の欄をご覧ください。いずれも 3 月現在で、耕地面積は 32,830ha、経営面積は 3,335ha、遊休農地面積は 3.6ha、農地台帳面積は 4,038ha となっています。耕地面積は新潟市全体の面積、経営面積は秋葉区の面積で 2020 年センサスの数値です。

次に、農家総数及び農業就業者数については記載のとおりとなっています。次に認定農業者などですが、認定農業者数は昨年より 32 人減の 427 人、基本構想水準到達者は 3 人です。

下段の新制度に基づく農業委員会で農業委員の定数、実数、推進委員の定数、実数、地区数等のご案内のとおりです。

20 ページ II の担い手への農地の利用集積・集約化、1 の現状及び課題ですが、3 年 3 月現在でこれまでの集積面積は 2,725ha、集積率 81.7%で

した。

2の令和3年度の目標及び実績ですが、集積目標2,765haに対し集積実績は2,703ha、達成状況は97.8%となっています。

3の目標の達成に向けた活動で活動計画については、記載のとおりです。また、活動実績では、「一定の地域では、農業委員・推進委員参画のもと、人・農地プランの実質化等に関する話し合いを実施した。農業委員・推進委員が中心となって関わり、担い手への集積・集約活動を推進した。」としました。

4の目標に対する評価ですが、目標に対する評価については、「区内の担い手（認定農業者）が前年より大きく減少したため、目標とする面積を達成することができなかった。」、活動に対する評価は、「コロナ禍で地元農業委員、推進委員の活動が制限される中、概ね計画どおりの活動ができた。」としました。

Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の1の現状及び課題で、新規参入の状況及び課題は記載のとおりとなっています。

2の令和3年度の目標及び実績ですが、参入目標1経営体、面積0.5haに対し参入実績は1経営体0.3haとなりました。

3の目標の達成に向けた活動ですが、活動計画及び活動実績は記載のとおりとしています。

4の目標及び活動に対する評価の目標に対する評価は「目標とする1経営体の新規参入を得ることができた」、活動に対する評価は、「目標とする活動は概ね実施できた。」としました。

Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価の1の現状及び課題ですが、令和3年3月現在、遊休農地面積は0.9ha、管内農地面積の割合は0.03%です。農家の高齢化や相続に伴う遊休農地化が今後一層懸念されるため、農地パトロール等の強化・指導による遊休農地発生未然防止対策が重要としました。

2の令和3年度の目標及び実績ですが、解消目標0.1haに対し0.01haとなりました。

3の2の目標の達成に向けた活動ですが、活動計画及び活動実績については記載のとおりとなっています。

4の目標及び活動に対する評価ですが、遊休農地解消のため、農業委員・推進委員・事務局一体となって取り組んだが目標は達成できなかった、次年度以降も解消に向け努力を継続していく、委員の日常活動の中で遊休農地の新規発生防止に努めていく必要がある。」としました。

Ⅴの違反転用への適正な対応の1の現状及び課題ですが、令和3年3月現在、違反転用面積は0.9haでした。

2の令和3年度実績ですが、指導や文書により解消を促しましたが解消

には至らず昨年と同様の数字となりました。

3の活動計画・実績及び評価では、活動計画と活動実績は記載のとおりです。活動に対する評価は、「違反転用農地の解消には至らなかったが。今後とも、粘り強く是正、発生防止に向け活動を行う。」としました。

VIの農地法等によりその権限に属された事務の点検で、1の農地法第3条に基づく許可事務では、「市への権限委譲のため該当事務なし。」としています。

2の農地転用に関する事務では、1年間の処理件数が19件で、事実関係の確認、総会等での審議、審議結果等の公表、処理期間等は記載のとおりです。

3の農地所有適格法人からの報告についてですが、管内の農地所有適格法人数は22法人、うち報告書提出法人は22法人です。

4の情報提供等です。賃借料情報の調査・提供及び農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備は記載のとおりとなっています。

VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、3年度は特にありませんでした。

VIIIの事務の実施状況の公表等で、1の総会等の議事録の公表については、HPに公表している。

2の農地等利用最適化推進施策の改善について意見の提出については、市長に直接6農委そろって提出予定だったがコロナ過の状況が悪く中止したとしました。

3の活動計画の点検・評価の公表については、「HPに公表している。」としました。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 39 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画(案)について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 27 ページをご覧ください。

「新潟市農用地利用配分計画(案)について」でございます。

新津地区 24 件、小須戸地区 10 件、筆数 216 筆、面積 213,742 m²であります。

ページは中間管理事業の利用権の移転分、新津地区 4 件、小須戸地区 2 件筆数 19 筆、面積 18,641 m²であります。

つづいて議案書の 37 ページをご覧ください。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり 10 件受理いたしました。

(本望主事)

40 ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 2 件 回答しました。

次に 41 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。

記載内容のとおり 9 件 受理しました。

最後に 43 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 5 条転用届け出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 3 件 受理しました。

以上です。

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

議長

(質問、意見なし)

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和3年3月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議長

この後5分間休憩し、16時5分から定期総会を開会しますので、時間になりましたらお集まりください。

議長

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 窪 田 陽 一

署名委員 上 田 一 男